

個人情報保護委員会（第197回）議事概要

- 1 日時：令和4年1月26日（水）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、赤阪参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、松本研究官

4 議事の概要

(1) 議題1：令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・公的部門ガイドライン案について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「今回のガイドライン等の改正案は、事務局が昨年に複数回実施した全国の地方公共団体を対象とする説明会に際して頂いた2,000件を超える地方公共団体からの御質問や御意見を踏まえながら立案されたものである。パブリックコメントにおいても様々な御意見、特に地方公共団体における実際の業務に即した御意見が提出されることが想定される。提出される御意見にしっかりと対応すると同時に、これまでに寄せられた御質問や御意見も踏まえながら、来年春の改正個人情報保護法等の施行に向けた地方公共団体における準備に対して、引き続き、委員会として適切な支援を行っていくことが重要である」旨の発言があった。

原案のとおり了承され、意見公募手続を行うこととしているものについては当該手続を進め、意見公募手続を行わないこととしているものについては官報掲載等の手続を進めることとなった。

なお、今後の技術的な修正については委員長に一任された。

(2) 議題2：令和3年改正個人情報保護法の施行に係るデジタル手続法の施行に関する個人情報保護委員会規則の改正案について事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり了承され、官報掲載等の手続を進めることとなった。

なお、今後の技術的な修正については委員長に一任された。

(3) 議題3：金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり了承され、金融庁と連携の上、意見公募手続を進めることとなった。

(4) 議題4：特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の改正について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「今般の見直しは、以前に指摘した、各機関の状況に応じたメリハリをつけた検査を検討してほしいとの問題意識に適切に応えたものであり、意義が大きいものと評価する。加えて、本年4月からは、改正個人情報保護法に基づく行政機関等に対する定期的・計画的な実地調査を実施することとしており、対象となる行政機関等の数や調査対象の範囲が広がることとなり、より一層、メリハリをつけた検査・調査を行っていくことが求められている。今般の見直しは、その端緒となる取組という意味においても有意義である。今後も、効果的・効率的な検査・調査を実現していくために、こうした柔軟な検討・見直しを継続していくことが肝要である」旨の発言があった。

原案のとおり了承され、意見公募手続を進めることとなった。

(5) 議題5：厚生労働省（職業安定行政業務に関する事務）の全項目評価書について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

本評価書は承認され、厚生労働省に対し、委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知することとなった。

以上